

令和5年9月犬山市議会定例議会会議録

第2号 9月7日(木曜日)

◎議事日程 第2号 令和5年9月7日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

| | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 丸山幸治君 | 10番 | 玉置幸哉君 |
| 2番 | ヒアソキ恵子君 | 11番 | 岡 覚君 |
| 3番 | 増田修治君 | 12番 | 岡村千里君 |
| 4番 | 光清毅君 | 13番 | 鈴木伸太郎君 |
| 5番 | 小川隆広君 | 14番 | 沼 靖子君 |
| 6番 | 島田亜紀君 | 15番 | 久世高裕君 |
| 7番 | 諏訪毅君 | 16番 | 柴山一生君 |
| 8番 | 小川清美君 | 17番 | 柴田浩行君 |
| 9番 | 畑 竜介君 | 18番 | 大沢秀教君 |

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 事務局長兼議事課長 | 新原達也君 | 議事課長補佐 | 大鹿 真君 |
| 統括主査 | 松澤一悦君 | 会計年度任用職員 | 会津利江君 |

◎説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------|-------|---------|--------|
| 市長 | 原 欣伸君 | 副市長 | 永井恵三君 |
| 教育長 | 滝 誠君 | 経営部長 | 井出修平君 |
| 市民部長兼防災監 | 武内雅洋君 | 健康福祉部長 | 高木 衛君 |
| 都市整備部長 | 森川圭二君 | 都市整備部次長 | 丸井良修君 |
| 経済環境部長 | 中村達司君 | 教育部長 | 長谷川 敦君 |
| 子ども・子育て監 | 小幡千尋君 | 消防長 | 大澤 満君 |
| 企画広報課長 | 古田隆行君 | 経営改善課長 | 兼松光春君 |
| 総務課長 | 舟橋正人君 | 防災交通課長 | 伊藤 修君 |
| 福祉課長 | 山本直美君 | 福祉課主幹 | 奥谷雪江君 |
| 高齢者支援課長 | 前田 敦君 | 健康推進課長 | 西村岳之君 |

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 都市計画課長 | 高木 誠太 君 | 都市計画課主幹 | 一柳 佳誉 君 |
| 水道課長 | 五十嵐 康 君 | 環境課長 | 小笠原 健一 君 |
| 学校教育課長 | 大黒 澄子 君 | 学校教育課主幹 | 高木 順二 君 |
| 子ども未来課長 | 上原 眞由美 君 | 子ども未来課主幹 | 伊藤 眞弓 君 |
| 子ども未来課主幹 | 中村 美和 君 | 消防本部消防次長 | 水野 明雄 君 |
| 消防署長 | 安藤 和重 君 | | |

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

議員各位に申し上げます。8番、小川清美議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 皆さんおはようございます。8番、創犬会の小川清美でございます。

議長からお許しを頂きましたので、1件でございますが、一般質問をさせていただきます。

件名1、防災・減災及び災害対応についてでございます。

毎年9月1日は、皆さんご存じのように、防災の日でございます。1923年に関東大震災が起きまして、これに由来して国で定められ、防災の日を含む今日までが防災週間、そして、9月は防災月間となっております。国民一人一人が災害への認識を深め、対処する心構えを身につけることが制定の目的ということでございます。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

再 開

午前10時02分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

よろしく申し上げます。

◎8番（小川清美君） 今年は震災からちょうど100年という節目でございますので、テレビ各局では特番が組まれておりました。9月は1年の中でも特に台風が来まして、風水害の多い時期と言われていましたが、最近、異常気象により全国的には1年を通じて自然災害が発生している印象でございます。さらなる意識啓発が必要と感じております。

今回は、件名として、防災・減災災害時対応に焦点を当てて、順次、質問をしたいと思っております。

なお、要旨①、④、⑥に関し資料を用意しましたので、適宜ご覧いただきたいと思っております。それでは、要旨①、犬山市国土強靱化地域計画についてでございます。

平成25年12月に国において、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布施行され、国の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。翌年には国土強靱化アクションプランが策定され、国土強靱化に関する施策が、政府一丸となって進められております。

愛知県においては、平成28年3月に国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互連携の下、総合的、計画的に推進する指針として、愛知県地域強靱化計画を策定、そして、こうした背景を踏まえ、令和2年に犬山市国土強靱化地域計画を策定しています。

この地域計画を見ますと、当市の地域特性を踏まえ、8つの事前に備えるべき目標と35のリスクシナリオが設定され、このリスクシナリオごとの施策の方針が定められるとともに、指標と目標値が記載されております。

資料として、計画から抜粋した指標と目標値、目標年を一覧としてお示ししましたので、ご覧いただきたいと思っております。目標値の達成年は、ほとんどが令和6年ですが、中には令和3年のものもあります。

そこで、25ほどある指標のうち、幾つかについて現時点での状況や達成度をお尋ねします。

お聞きする指標項目は、住宅の耐震化率、自主防災組織設置率、犬山市あんしんメール登録者数、保有感染防止衣の消防保有数、上水道基幹管路の耐震適合率の5点です。よろしくお願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） おはようございます。それでは、ご質問にお答えします。

当市では、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、台風の大型化や局地的な集中豪雨の発生による風水害や土砂災害の発生も懸念されることから、令和2年10月に犬山市国土強靱化基本計画を策定しています。

これから申し上げます各指標策定時の年度につきましては、各種計画から持ってきています。そのため、ばらつきがありますので、ご了承願います。

まず、市内の既存住宅の耐震化率は、平成27年度の現状値82.6%に対して、目標値は令和3年度で95%、令和3年度末時点では86.4%となっています。

次に、町内会の自主防災組織設置率について、平成30年度の現状値87%に対して、目標値は令和6年度で95%、令和4年度末時点では87%となっています。

次に、犬山市あんしんメール登録者数について、平成30年度の現状値1万5,789人に対して、目標値は令和6年度で2万5,000人、令和4年度末時点では1万8,585人となっています。

次に、救急活動の際に消防隊員が着用する感染防止衣の消防保有数について、平成30年度の現状値700組に対して、目標値は令和6年度で5,000組、令和4年度末時点では4,000組と

なっております。

最後に、水道管の中でも、重要度の高い基幹管路の耐震適合率について、平成30年度の現状値44.9%に対して、目標値は令和6年度で50%、令和4年度末時点では49.5%となっております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。5つの指標について回答いただきましたが、上水道管路の最新適合率が目標50%に対し49.5%ということで、ほぼ達成可能と思いますが、あとの4項目については、来年度の目標を前にして、現時点の達成度が幾分低いように感じますので、再質問をさせていただきます。

この4項目のうち、住宅の耐震化率というのは、相手方の指標や考え方に大きく左右されます。それから、保有感染防止衣の消防保有数については、これまでコロナの関係があったり、そもそも予算化すれば何組でも達成可能と考えますので、これ以上はお聞きませんが、自主防災組織設置率、犬山市あんしんメール登録者数については、市の関わりが大きい項目と思います。

したがって、この2つの項目について、目標値をクリアするために、今後おおむね1年間どう取り組んでいくのか、お聞きをいたします。お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

まず、自主防災組織設置率についてですが、出前講座などを通し、地域防災力向上における自主防災組織の重要性、必要性を周知しているところです。

平成30年度時点では、317町内会のうち276町内会で設置されており、その後は令和5年度に北三笠町で自主防災組織が設置されました。また、町内会ではありませんが、令和2年度には、犬山西地区コミュニティ推進協議会においても、自主防災組織が設置されています。

現在、自主防災組織の設置率は87%となっておりますが、残りの40町内会に関しては、なかなか新規設置が進まない状況となっております。

しかしながら、自主防災組織の設置は、防災対応への仕組みや意識を持つという観点からも、地域防災力の向上につながる重要な事項のため、引き続き組織設置の重要性について、出前講座や市広報などを通し、市民への周知、啓発に努めてまいります。

次に、犬山市あんしんメール登録者数について、目標を掲げた平成30年度からは約2,800人増加し、1万8,585人の登録者数となっております。あんしんメールは、災害時において非常に速度性の高いプッシュ型の情報伝達手段となるため、市からの主な伝達手段として周知してきました。加えて、令和2年度末からは、市公式LINEと連携を図ることで、現在約1万5,800人のLINE登録者に対しても、あんしんメールと同様の通知を行うことが可能となりました。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。結局のところ、出前講座や市広報など

による周知、啓発しかないといったところであることは理解をいたしますが、何とか知恵を絞っていただきたいと思います。

また、個人的な考えでございますが、あんしんメール登録はあくまで個人ということでございます。町内会の無作為抽出によるアンケートなどにより、一体世帯数ではどれぐらいと推計されるのかなど、そろそろ数値を基に分析を行う時期にあるのかなと感じております。手間と工夫が必要ですが、ぜひこういったことも念頭に置いていただければと思います。

それでは、要旨②に移ります。

要旨②感震ブレーカー設置補助制度についてでございます。

地震による火災発生の多くは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災と言われており、この防止策として、感震ブレーカーの設置が有効な手段とされています。

感震ブレーカーは地震発生時に規定値以上の揺れを感じたときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具でございます。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止することができます。

当市では、木造住宅に感震ブレーカーを設置した個人に対して、器具の購入及び設置の補助制度が整えられております。

そこでまず、この制度概要と、この数年間における補助実績をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

感震ブレーカーの設置は、大規模な地震災害時における電気火災対策として非常に有効な手段と考えています。制度概要としては、市内に木造住宅を所有、もしくは居住する個人を対象とし、感震ブレーカーの購入及び設置に要した費用の2分の1、上限5,000円の補助を行っています。そのほかの条件として、取り付ける感震ブレーカーは、一般社団法人日本配線システム工業会または一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するものとし、一定の効果が期待できる器具を補助対象としています。

実績としましては、補助制度がスタートした令和元年度に7件、令和2年度に6件、令和3年度は実績なし、令和4年度に1件、計14件の補助を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。令和元年度から、これまでに14件ということですから、まだまだ感震ブレーカーの普及率は低いことが分かりました。

その理由は、市民への周知度が低いことはもちろんでございますが、一体どのような工事がされ、総額として幾らかかるのか、自己負担額が幾らなのか、こういったことが全く分からないことが大きな要因と思っております。まずは、こうした内容をもっと広報などでPRすべきと考えます。

市の広報、今月号にも補助事業の案内が掲載されておりましたが、QRコードから市ホームページへ誘導するもので、機器に不慣れの方や高齢者には分かりづらいと思われました。

また、現在、上限額5,000円ということでございますが、この上限額を引き上げること、そして、木造住宅だけではなく、非木造の住宅、いわゆるハウスメーカーの規格化住宅、これはほぼ軽量鉄骨造になりますが、こういった建物に対しても補助制度を拡充すべきと考えますが、当局の見解をお聞きします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

参考までに、感震ブレーカーには分電盤に設置し、地震感知後に自動で漏電ブレーカーを遮断するタイプや、コンセントに設置し、疑似漏電を発生させてブレーカーを落とすタイプなど、様々な形式のものがああり、取り付け方法や金額にも大きな幅があります。これまでの実績の中では、一番安いもので約2,000円、一番高いもので、約8万4,000円の申請に対し補助を行っています。種類によっては、取り付けに電気工事を要する場合もあるため、器具代とは別に設置費用がかかる場合もあります。

議員ご指摘のとおり、このような電気工事の有無や規模感、費用については、取り付けを行ったことのない方には見当がつかない上、そもそも感震ブレーカーという器具自体の認知度が低いことから、補助申請数の低下につながっている可能性があります。

これまでも、市広報で補助事業に関して周知を行ってまいりましたが、感震ブレーカーの設置推進に向け、出前講座、地域のイベント等で、より一層の普及、啓発に努めてまいります。

次に、補助上限額の引上げ及び補助対象住宅の拡充については、先ほど答弁したとおり、申請が伸びないことや、補助上限額を超える実績もあることから、非木造住宅への補助対象拡充や、補助上限額の引上げについて検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。非木造住宅への補助対象の拡充や、上限額の引上げについて検討していただけるということでございますので、期待をしたいと思います。

軽量鉄骨造の住宅もひとしく火災は発生いたしますので、早期の実現を望みます。

それでは、要旨③自主防災会（組織）の配布物品についてでございます。

要旨①で答弁がございましたように、現時点での自主防災組織設置率は87%、その組織数は277町内会ということでございました。私の住む町内会も自主防災組織の一つでございますが、10年ほど前に町会長を引き受けたとき、ハンドマイク、ヘルメット、防災会の旗とか、ポール、こういった多くの備品を引き継いだ記憶がございます。

そこで、1点目として、現在こういった物品を支給されているのか、お尋ねをいたします。

また、ヘルメットには有効期限が設定されていることから、数年前に買い替えに当たって補助制度が運用されていると思いますが、そもそもほかの支給備品の紛失や故障などがあった場合に、再支給していただけるのか、それから、救急箱の医療品などはどの防災会も有効切れのものが多いと推察をいたしております。どこまで補充すべきなのか、そして、やら

なければならぬのか、こういったことも含めて、2点目として当局の考えをお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在、自主防災組織の新設時には、必要と想定される資機材として、ヘルメット18個、拡声器1個、懐中電灯1個、救急セット1箱、担架1台、掛矢1本、小型のおの1丁、パール3本、のこぎり3本、町内名入りの旗1枚を支給しております。これらは、自主防災組織を新設した最初の1回のみ支給となっております。

ヘルメットや懐中電灯、また付随する乾電池などが使用期限を迎えた際には、市からそれらの現物支給は行いませんが、犬山市自主防災活動支援補助制度により、資機材買い替えの補助を行っております。

内容としましては、資機材の購入に要する費用の2分の1、上限5万円として年1回補助しています。

また、町内会や地域の特性によって必要となってくる資機材は大きく変わってくるため、最初に支給した資機材に限らず、防災資機材として購入するものは全て補助対象としております。医薬品についても、災害時や緊急時には必要となるため、最初に支給した救急箱を基に、それ以上の備蓄を推奨しています。

しかしながら、消毒液等は消費期限が短く、定期的な入れ替えが必要となりますので、先ほどの犬山市自主防災活動支援補助制度をご活用いただきながら、各組織の考えに合わせ、必要なものを管理していただきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。市からの配布物は、当初からほとんど変わっていないと理解をいたしました。

再質問をさせていただきます。

一昔前と比べますと、市の避難所の備品、備蓄食料など、随分拡充をされてきましたし、いろいろな防災グッズも開発、商品化されております。時代とともに配布物を見直していく必要があると思います。

例えば、掛矢、おの、パール、防災会旗などは、重要性や使用頻度も低いため廃止し、無電池式ラジオや、保温シート、サバイバルシートと言われるものがございます。これをネットで調べましたところ、5枚で1,200円程度ということになっておりましたが、そういったものや、電池不要の懐中電灯などに変える必要があると思っておりますが、その見解をお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

ハンマーやバールなどの救助用資機材について、避難時には活用することがないため、ふだんは余り必要性を感じませんが、震災時等における救助活動の際には非常に役立つ資機材と考えております。

また、先ほどの答弁のとおり、必要な資機材は町内会や地域の特性によって大きく変わってきます。組織新設時の現物支給は、自主防災組織の活動を支援するとともに、組織内での資機材備蓄のきっかけとなることを目的としているため、まずは活動の基盤となる基本的な資機材を提供させていただき、不足している資機材に関しては、犬山市自主防災活動支援補助制度を活用していただくことを想定しています。

そのため、議員ご提案の無電池式ラジオや保温シート、サバイバルシートや、その他各組織で必要と思われるものは、本補助制度を活用の上、備蓄をしていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。配布の物品については、見直さないという理解をさせていただきました。答弁に地域の特性という言葉がございました。のこぎり、おの、バールなどは、農村部では、その地域ですぐに調達できますので、配布に当たっては一律ではなく、両方で協議してはどうかということを指摘させていただき、次の要旨に移ります。

要旨④情報伝達についてでございます。

6月20日の中日新聞朝刊に、防災無線ない犬山「整備の予定なし」といった見出しで大きく記事が掲載されておりました。内容は、国が災害情報などを住民に伝える防災行政無線を2025年までに設置するよう求めていることに関連し、未整備の自治体を、総務省が公表したものでございます。全国1,672自治体のうち4%に当たる69市町村が未整備で、県内では、犬山市のほか一宮市、津島市、あま市、日進市が該当するというところでございます。

記事の中には、消防庁防災情報室担当者の話として、屋外スピーカーがあれば、情報機器を持たない人にも知らせられる。山あいの地域ならば、戸別受信機を配るという手段もあるということで、整備を求めるといった記載もありましたので、今後も国からあれこれと要求があるものと推察いたしております。

なお、最近の動きとして、8月28日に掲載された記事も資料として配布させていただきましたので、合わせてご覧をいただきたいと思います。

情報伝達手段については、これまでも一般質問でたびたびされております。私も2019年12月議会において、FMラジオを活用した同報系無線を提案させていただきました。新聞記事では、あんしんメールや公式LINEなどにより対応していくということと記述してございました。改めてこの記事に対する補足と市の考え方をお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

総務省消防庁が、令和4年度末時点での地方公共団体における防災行政無線等の整備状況

を令和5年6月16日付で公表しました。その中で、当市は防災行政無線等の未整備団体として名が挙がっておりました。

今回の整備状況調査の対象となる防災行政無線等とは、屋外スピーカーやFM放送を活用した防災情報を一斉に市民に伝える同報系システムや、携帯電話網や地上デジタル放送波、ケーブルテレビ網などを活用した伝達システムなどのうち、プッシュ型での通知が可能な9つの手段を指しますが、そのうち、一般的な屋外スピーカーによる方法は、雨天時には聞き取りにくいことや、概算ではありますが、親局や子局、中継局の整備費用に少なくとも約4億円程度の費用がかかる課題があります。

このため、市では現在、災害時における市民への情報伝達に、あんしんメールやあんしん電話のほか、LINEやフェイスブックをはじめとした市公式SNSなど、複数の手段を用いています。

しかしながら、これらの方法は、先にご説明した9つの手段に含まれないため、当市は防災行政無線等が未整備という扱いになっています。

一方、情報伝達手段の拡充については、議員からも、FMラジオを活用した同報系システムの提案を頂いており、以前より研究を進めているところであります。

これまで栗栖、今井、池野などの山間地域では、FMラジオのつながりが悪く、中継塔の建設が必要と考えられ、導入には多額の費用が発生する課題がありました。

引き続き調査研究を進めていましたが、防災ラジオの性能が上がっているため、今年7月に、最新の機材を用いて山間地域を調査した結果、全ての地域で良好につながることを確認できました。

このため、現在コミュニティFMの電波を活用した防災ラジオの導入の検討に着手しており、関係機関とも協議を開始し、令和6年度の実施に向けて進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。防災行政無線については、大きな進展があったものと理解をいたしました。できる限り早い実現をお願いするとともに、他の自治体で行われているように、いずれかの時期に、FMラジオの普及に向けて、購入費補助導入などの議論がされると推測いたしております。よその自治体をまねる必要はありませんが、市民の納得が得られるよう、最善の手法を考えていただくことを期待いたします。

続いて、要旨⑤に移ります。

要旨⑤防災協定についてでございます。通告書では防災協定となっておりますが、犬山市では災害協定が正式な表現でございますので、防災協定ではなく災害協定ということで、ご理解のほどお願いをいたします。

それでは、災害協定に関連し、2点質問させていただきます。

まず1点目です。7年前の平成28年12月に発生した、いわゆる糸魚川大規模火災は記憶が薄れているかと思っておりますので、少し説明をさせていただきます。

平成28年12月22日午前10時20分ごろに、新潟県糸魚川市のラーメン店において、大型コンロの消し忘れにより出火。現場は木造建築物が密集しており、焼損棟数は147棟、焼損床面積は約3万平方メートルというもので、鎮火までに約30時間を要したというものでございま

す。そして、この火災で、コンクリートミキサー車による水の搬送能力が実証されました。

犬山市でも、2015年1月に5棟全焼の城下町火災が起きており、いざというときの消火用水の確保は大変重要でございます。

市内には、生コン会社が2社ありますので、協定の締結状況を市のホームページで確認をしたところ、2社とも平成29年11月27日に協定が締結されていました。

そこで、現在2社と締結している協定は、コンクリートミキサー車での運搬を想定したもののか、改めて確認させていただくのと合わせて、こうした協定は、締結するだけでなく、実際に運用してみて、どこへ行ってどこから水を取るかなど、やってみることが重要と言われています。

民間会社との協議が必要でございますが、ぜひ市の操法大会のときなどに、実際に運用訓練をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

質問の2点目です。

市内には、認定農業者が16ほど存在していると記憶しております。そして、農業の大型化、機械化がどんどん進んでいます。最近では、ドローンを使つての農薬散布を目にするようになり、私が調べたところ、2つの農業者が大型のドローンを所有してみえます。

ドローンはいろいろな場面で登場するようになりましたが、災害発生時にドローンを活用する場面が今後増えていくものと思っています。

そこで、こうした農業者と災害協定を結ぶべきと考えますが、当局の見解をお聞きします。

なお、2者ある認定農業者のうちのお一方とお話をさせていただいたところ、市からの要請があればぜひ協力したい、そういうことございました。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 1点目のご質問にお答えします。

平成29年11月27日、市内の生コン会社2社と締結しました。災害時における消防用水等の確保に関する協定は、大規模災害において、飲料水を除く生活用水や消防用水の確保が困難な場合、コンクリートミキサー車で水を運搬していただくものとなっております。

本年11月の秋季火災予防運動期間中に、本協定を踏まえて、消防署と協定事業所、さらに名古屋市、消防航空隊の協力を得て、八曾ヘリポート山林で、大規模林野火災を想定した合同訓練を計画しております。この訓練は、水源が乏しい山林での火災を想定し、消火に必要な水を確保するため、コンクリートミキサー車による消防用水の供給を行うとともに、犬山市消防指揮隊の統制下のもと、名古屋市消防航空隊と連携して消火活動を行う訓練となっております。

◎議長（柴田浩行君） 続いて答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 私からは2点目のご質問にお答えします。

現在市では、ドローンに関する災害協定を民間事業者3社と締結しています。令和元年11

月に株式会社NTPセブンスと、災害時等における無人航空機の運用に関する協定を、令和4年1月に株式会社テララボと、無人航空機を活用した災害時等における支援協力に関する協定を、令和4年10月に株式会社DSAと、無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定を締結し、その協力内容としては、災害状況を把握するために必要な情報の収集や災害対応に必要な測量、災害時における物資輸送のほか、ドローン教育に関することが定められています。

一方、ドローンを飛行させる際には、航空法や電波法などの法律での規制が多いことから、それらを熟知し、事業として行っている者に要請すべきであると考えております。

そのため、議員ご提案の認定農業者とのドローンに関する災害協定の締結については、現在検討しておりません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございます。11月に予定されている大規模林野火災を想定した合同訓練にて、ミキサー車を使って水の供給をされるということなので、見学の機会があれば、ぜひ見てみたいなと思っております。

一方で、現時点で、農業者との協定は考えていないとのことですので、残念ではございますが、いずれ体制が整った段階では、再度考えていただくことを希望をいたします。

続いて、要旨⑥マイハザードマップ作成授業についてであります。

今年の6月11日に、栗栖地区の住民の皆さんを対象に土砂災害に強い地域づくり活動と題した、いわゆる地区防災訓練が開催されました。7年ほど前から毎年、今井、入鹿、倉曾など、山あいの地域で開催されているもので、私も毎回参加をさせていただいております。

いろいろなメニューが用意されておりますが、数年前から愛知県が考案したマイハザードマップ作成ワークショップを行っております。配布させていただきました資料の写真画像は、実際に県が配布しているハザードマップ作成キットの中身でございますが、台紙にシールを張って、楽しみながら災害時の心構えを高めるようになっております。いざというとき、どう行動し、避難所までのルートをそれぞれが確認することは大切なことと考えます。

そこで、こうした意識啓発を小学校高学年の子どもたちや中学生に、授業の一環として取り入れることができないか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

学校における防災教育をより一層充実し、子ども一人一人が、日頃の備えや、地域の防災活動の大切さを正しく理解し、自らの的確な判断の下で行動をとれる児童生徒の育成が求められています。

市内全ての学校において、火災や地震などの防災計画及び対応マニュアルを作成し、学校ごとに子どもの発達段階に応じた防災訓練や防災教育を行っています。

具体的な取組としては、年3回の避難訓練、シェイクアウト訓練、沿道救助袋、消火器などの防災体験活動の実施、非常時を想定した引き取り訓練、避難所で起こる様々な問題を模

擬体験するゲーム、ハグ（HUG）を活用した学習、入鹿切れを題材にした防災学習など、地域や学校の実情に合わせて、それぞれ取り組んでいるところです。

議員からご提案のあったハザードマップの作成体験なども、こうした防災教育のメニューの一つとして、各学校に紹介するとともに、今後もより効果的な防災教育の実践に取り組んでまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。今行っているメニューの一つとして紹介していただけたとのことですので、よろしく願いをしたいと思います。

自分としましても、学校訪問の際など、先生方にお話をしたいと思いますし、実際の授業に当たっては、市の防災担当者の皆さんのサポートもお願いしたいと思います。そのときはよろしく願いをしたいと思います。

続いて、最後でございます。要旨⑦総合防災訓練についてでございます。

今年9月10日に城東中学校にて総合防災訓練が実施される予定となっております。犬山市は10年ほど前から、総合防災訓練のやり方を変え、地域住民主体の体験型訓練が行われています。開催年によって多少内容が異なりますが、避難ブースや仮設トイレの組立てを住民の方々に体験していただいたり、AEDの使用説明、救助活動車の展示などが行われており、これはこれで大変重要な訓練手法で、市民が主役の防災訓練として、他の市町に自信を持って話せる内容であると思っています。

一方、かつては爆雷の合図とともに、消防、オートバイ隊の偵察デモンストレーションやエンジンカッターによる救出実演、土のう積みなど、見せる防災訓練が主体で、今でも多くの自治体で行われています。こうした見せる防災訓練は、子どもたちから見ると、カッコいい人に映り、将来、消防士になりたいとか、救急隊員になりたい、消防団の団員になりたいと思う動機につながることを期待できると思います。また、見せ場があるということは、隊員のモチベーションのアップにつながると思います。

そこでお尋ねをいたします。

準備に相当な手間と時間がかかるため、数年に1回程度で構いませんので、消防レスキュー隊の救助演習や分団による操法披露など、現在行っている住民主体の防災訓練と合わせて、見せる防災訓練も実施していただきたいと思いますが、当局の見解をお聞きします。よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在の総合防災訓練は、避難と避難所運営に焦点を合わせ、地域のコミュニティ、町会長を中心とした住民参加型で実施しています。

災害時における避難及び避難生活が長期化する場合には、市職員ではなく、地域のコミュニティや町会長、地域住民が中心となって生活していく必要があります。まずは、その認識を地域で共有してもらうこと、また、実際に避難経路を歩いたり、避難所で使用する資機材

に触れたりする実践的な訓練を行い、災害時に円滑に動けるようにすることを目的とした住民参加型の訓練としています。

しかしながら、議員ご提案の見せる訓練においても、職員のモチベーションアップやふだんの活動の様子を市民の方々に見てもらえるよい機会となり、多くの利点もあると考えるため、今後は消防本部と協議を行いながら、より市民のためになり、より参加してみたいと思える訓練方法の研究に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） 答弁ありがとうございました。市民の皆さんのためになり、参加したいと思える防災訓練に向け取り組んでいただけるとのことですので、期待をいたします。

今回の一般質問は、防災月間にちなんで、これに特化した形でお聞きをいたしました。これからが台風の本番時期でございます。市民の安全・安心、そして、いざというときには頼れる存在として業務に取り組んでいただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

再 開

午前11時10分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

2番 ビアンキ恵子議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 2番、ビアンキ恵子です。2件の一般質問をさせていただきます。

1番目、災害時の避難行動要支援者支援制度についてです。

避難行動要支援者支援制度とは、東日本大震災においては、犠牲者の6割が65歳以上の高齢者で、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼりました。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。

避難行動要支援者名簿は、自ら避難することが困難な方を円滑かつ迅速に避難できるよう支援するために、地域の避難支援関係者、消防機関、自主防災組織、民生委員などにあらかじめ情報を提供するための名簿です。

情報の提供には、原則として、避難行動要支援者本人の同意が必要なため、各市町村は、名簿記載要件に該当する方に情報提供の同意を確認しています。名簿記載要件や同意の方法は市町村によって異なります。

この件については、以前に市民フリースピーチ制度で、この避難行動要支援者名簿に登録したいが、家族以外に避難支援者が2名必要であり、それが大きな壁となり、名簿に登録が

できないという発言がありました。スピーチ以降、一般質問でも数回、この問題が取り上げられています。その後、当局が避難支援者を2人から1人でも支援者名簿に登録ができると改正されました。

私は、当時初めて避難行動要支援者支援制度について知りました。そのときには、近隣や他県の各自治体に直接電話で情報収集も行いました。結果、多くの自治体が支援者なしでも名簿には登録できるというのがほとんどでありました。理由として、まずは登録名簿に支援の必要な方を登録していただくことが先決だったからです。

また、ここ最近、想像を超える大きな災害が相次いでいます。人の命に関わることなので、この問題についてお聞きしたいと思います。

現在の要支援者名簿に登録される対象者の人数、実際に登録された人数、制度で改善された点があれば教えてください。

また、ヒアリングの際に、犬山市が国のモデル事業を実施していると聞きました。どんな点がモデル事業として評価されているかもお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

当市では、平成23年度より災害時要援護者支援制度を開始しましたが、制度の基礎となる災害対策基本法が、議員ご案内のとおり、平成25年6月に改正されたため、平成29年4月からは避難行動要支援者支援制度に改正し、実施しているところです。

旧制度では、65歳以上の独り暮らしの高齢者や、75歳以上で構成する高齢者世帯も対象としており、自力で避難できる人でも、希望すれば、同意者名簿に掲載していたため、掲載者は2,845名と、また、避難支援者がいなくても、名簿掲載が可能としていたため、名簿掲載者の半数以上が避難支援者がいない状況でした。

そのため、同意者名簿の提供を受けている町会長や民生委員からは、人命に関わることであり、責任が重すぎる。名簿だけでは本人の状況が分からず、必要な支援が不明であるとの声もあり、大規模災害が発生した場合に、町会長や民生委員が1人で複数人の安否確認や避難誘導、救助に対応することへの限界や不安といった内容の意見も頂いていました。

新制度の避難行動要支援者支援制度では、東日本大震災の教訓から、自助、共助、公助の役割を、現実性のあるものに見直し、法に基づき、市の地域防災計画において、避難行動要支援者の範囲を明確化し、平常時から地域のつながりを大切にし、いざというときの避難行動に備える仕組みとしました。

現在、自力で避難することが困難で、避難確保に特に支援が必要と申し出ている方を掲載した避難行動要支援者名簿の掲載者数は233名で、そのうち地域への情報提供に同意し、掲載を希望した191名の名簿提供同意者名簿を、避難支援等関係者である町内会や民生委員、警察などにお渡ししています。

また、災害対策基本法で、作成同意があった方を対象としている個別避難計画の作成については、当市では平成23年度から作成しており、令和5年4月1日現在で同意があった231

名のうち201名が作成済みで、作成率は87%となっています。

なお、未策定の30名の方については、作成中の方や、これから作成を進める方もあり、作成率100%を目指し、取組を進めているところです。

令和3年度には、内閣府の個別避難計画作成モデル事業に採択されたことにより、福祉専門職も参画するワーキングチームを発足し、個別避難計画の様式の見直し、支援者向けガイドブックを作成し、個別避難計画を作成するときに、福祉専門職が参画する仕組みを導入しました。

新様式では、災害発生前から、時間の経過とともに、要支援者や避難支援者の取るべき行動を明確にするマイタイムラインや、持ち出し品リスト、避難経路など、一人一人に合った実効性の高い計画が作成できるようになりました。

さらに、個別避難計画の作成が困難な要支援者の場合は、福祉専門職が参画し、要支援者と一緒につくるとともに、避難支援者が見つからない場合には、民生委員を通して避難支援者になり得る人材とのマッチングをお願いしています。

モデル事業を実施したことにより、他の市町より多くの視察や問合せがありました。その中で評価をいただいている点としては、対象者の範囲を見直し、支援を必要とする人を明確にしたことや、新たな個別避難計画様式で、要支援者や避難支援者の取るべき行動が明確であること。また、福祉専門職や民生委員に安心して協力いただけるよう、市職員がいつでも相談に応じ、一緒に考え、必要に応じ、共に行動することなどが評価されているように感じました。

◎議長（柴田浩行君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） ありがとうございます。担当課としての取組はとてもよく分かりました。

そこで、再質問させていただきます。

当事者の声はどのように聞き、反映しているのかお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

当事者の意見をこの制度に取り入れているかについてですが、議員も先ほどご質問のとおり、過去には2名の避難支援者が名簿提供同意者名簿の掲載には必要でしたが、当事者からのご意見もあり、検討を行って、1名でも可能と見直しております。

個別避難計画の新様式についても、様々な場面で頂いた当事者からの意見も参考に改正を行いました。

また、福祉専門職の計画作成の参入についても、当事者からの意見などを専門的な視点から整理する目的もあり、取り入れたものであります。

さらに、総合防災訓練や、地域の防災訓練において、要支援者と避難支援者による個別避難計画を用いた避難訓練を実際に行ってもらい、計画した避難経路などに問題がないか、避難支援者に配慮してほしいことなどを双方で確認してもらっています。

なお、今週末に開催する城東中学校での総合防災訓練でも、当事者の方に参加していただき、個別避難計画を用いた避難訓練を行う予定をしています。

当事者の声をどのように聞き、反映させていくかという点ですが、避難行動要支援者の状態は常に変化し得ることから、市は年1回の名簿の更新を行うとともに、3年に1回、民生委員の戸別訪問により制度の周知や、要支援者の要件に合致する人の現状調査と、要支援者の把握に努めています。

また、福祉専門職が個別避難計画の作成に参画することにより、当事者の声が福祉専門職を通じて市へ届けられます。有事における避難行動が円滑に行えるよう、今後も当事者の意見を参考に、改善が必要な場合は本制度に反映していく考えです。

◎議長（柴田浩行君） ヒアリング議員。

◎2番（ヒアリング恵子君） ありがとうございます。私は、特にこの仕事は市民の方からも意見を聞くし、当然ヒアリングで担当課の方の話も聞きます。どちらもそれぞれ言ってることはなるほどだと思います。今回とにかく担当課の方と話をすると、福祉専門職とか、民生委員とか、本当に大勢の方たちの協力があって、こういった支援をされているということも、とても勉強になりましたし、とても評価しています。

ただ一方で、登録したいと思っている方たちの話を聞くと、やはり登録したいけどできない。一つは家族以外の支援者が1人要するということもある。または諦めて登録をしない。ただし、いろんな理由があると思います。ただ、現実的に納得できていない対象者も少なくはないということも事実です。

ただ、皆さんが本当に頑張っているにもかかわらず、こういった状況があるということは非常に寂しい話だと思っています。ということは、どこかに調整できる、お互いがもう少し歩み寄れるようなことがあるのではないかと感じています。対象者も納得する、同時に担当される課の方の仕事の軽減もできるということにつながるのではないかと感じています。

そのような改善を視野に入れていただき、引き続き頑張っていたいただきたいと思います。少しでもよい方向になるよう見守っていきたいと思います。

以上です。

次に、市民健康館さら・さくらについて、質問させていただきます。

犬山市民健康館さら・さくらは、21世紀型の健康福祉施設を目指し、平成13年6月にオープンしました。周りの自然を取り込みながら、外部の庭と連続した構成になっており、交流ホール、健康相談室、各種会議室、また、入浴施設として、内湯、露天風呂、スチームサウナ、打たせ湯を備えたすばらしい施設です。特に温泉施設については、今も多くのファンがいることも聞いています。

しかし、経営状態の悪化から、令和4年4月から温泉水廃止と決まり、現在は水道水となっています。そこまでの経緯については十分理解しています。コロナの影響も当然あったはずで、その中で①ここ数年の利用者の推移についてお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

市民健康館の貸館などによる利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成30年度は、開館日数304日で、利用人数としては4万1,588人、また、使用料収入については、263万4,778円でした。令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、令和元年度については、開館日数が271日、利用者数は3万4,612人で、使用料収入は266万2,308円、令和2年度は開館日数248日で、利用人数は1万1,917人で、使用料収入は149万2,162円、また、令和3年度以降は、市民健康館を新型コロナワクチンの集団接種会場としても使用しており、ワクチン接種のために来館した方を除き、令和3年度は開館日数が282日で、利用者数は8,491人で、使用料収入が149万186円、令和4年度は開館日数が308日で、利用人数は7,306人で、使用料収入は153万6,561円となっています。

また、市民健康館内には、議員のご質問にもありましたとおり、温浴施設として、さら・さくらの湯を併設しており、利用者数の状況としては、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成30年度では、開業日数303日で利用者数は10万8,885人で、使用料収入が3,611万9,500円でありました。令和元年度以降は、先ほどと同様、新型コロナウイルスの感染症の影響があり、令和元年度については、開業日数が271日で、利用者数は9万7,391人で、使用料収入が3,241万4,700円、令和2年度は開業日数が238日で、利用者数が5万5,839人で、使用料収入については、1,892万3,408円です。また、こちらも先ほど同様に、令和3年度以降は、市民健康館をワクチンの接種会場としての使用時は、温浴施設を休業とした場合もあることから、令和3年度については、開業日数が197日、利用者数は5万370人で、使用料収入が1,682万590円、令和4年度については、開業日数が199日で、利用者数は4万3,967人で、使用料収入は1,462万2,170円となっています。

◎議長（柴田浩行君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） ありがとうございます。コロナの影響は当然あると思います。しかし、比べることはできませんが、お隣の可児市では、湯の華アイランドが温泉だけでなく、キャンプ場ドッグランなど設備を増やし、集客力を高めています。コロナを乗り越え、企業努力をして現在があると思います。

普通、自分たちの会社と考えれば、何かアイデアを出して活性化を図っているはずですが。この件については、市民から相談を受けたときに話し合っていく場で、皆さんからこんな言葉も頂きました。頂いた文書をそのまま読ませていただきます。

「四季を通してよい眺めにすることが重要で、私たち市民がボランティアで、この地域にふさわしい低木や花を植えたり世話をしたりすることができます。健康館一帯を里山と木や花で癒し空間にすれば、それらを見に人が足を運んでくれることができます。」ほかの市民の方からは、「温浴施設、さら・さくらの湯入り口右側に、現在自動販売コーナーがあるが、それも取り外すという話を聞いている。かつてうどんや井物の提供していた簡易な飲食のスペースである。そこを利用促進できないだろうか。格安での使用料とすればやってみたいという起業家には挑戦しやすい。短期入れ替えにすれば、何がお客様に受け入れられるのかも分かるだろう。とにかく健康館に来場してもらうことが第一と考える。」

私個人でも、犬山という犬がついている市であります。ドッグランが場所的に造れないの

だろうかなども考えました。お隣、可児市の湯の華アイランドは、ドッグラン1時間800円となっています。また、犬山駅から駅近辺の宿泊施設にお泊りのお客様をさら・さくらへ送迎する直通バスを出す、お風呂とセットであかすりやエステなど、そこで市として、このひどい経営状況の中、何を考えているのか、②として、施設の今後の経営方針についてお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

市民健康館については、経費節減のため議会や監査の指摘を踏まえ、令和4年4月からさら・さくらの湯の温泉水を水道水に切り替え、これにより約1,150万円の削減を見込んでいましたが、令和4年度は光熱費の上昇が著しく、対前年度比で約585万円の改善にとどまりました。

こうした維持経費の削減は適宜行ってまいりますが、この施設も建設から20年以上が経過し、施設維持のための大規模の改修や設備更新なども検討する時期となっています。多額の経費を必要とする大規模改修などは、施設の将来的な利活用方針などを念頭に置いて検討を行うことが原則と理解していることから、まずは担当レベルで素案の検討を行っているところ です。

については、今回、議員からのご提案も参考に、今後の施設の利活用方針等の検討を進めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） ビアヰ議員。

◎2番（ビアヰ恵子君） ありがとうございます。ただ、その検討する時期になったと言われましたが、検討が余りにも遅すぎるのではないかと思います。もともと市民病院建設の代わりに建てられたものであり、市民の健康のために造られた施設です。当時、国からの助成金もあったと思いますが、市民の税金で大きな施設を造り、経営が悪化しました、取り壊しましょうでは済まないと思います。

この施設をいかに経営の立て直しをしていくか。そのため、犬山市職員、全国の市民に向け、アイデア募集をすることも視野に入れてください。同時にこの施設の宣伝もできると思います。

最後に、市民健康館は市民の皆さんのものです。経営の立て直し、施設の活用の検討は今すぐに始めてください。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（柴田浩行君） 2番 ビアヰ恵子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思 います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、公明クラブの島田亜紀です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました3件について、順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

件名1、水難事故の防止対策についてです。

今年5月よりコロナが5類となり、この夏は海や川へ出かける機会が増えました。しかし、今年も残念なことに、命を落とす悲しいニュースが数多く聞かれました。ひやりとしたことや、救助要請まで至らなかったものまで含めると、かなりの件数があると思います。水難事故が発生すると、高い確率で死亡や重体などの結果を招いてしまいます。だからこそ、事故を未然に防止することの重要性を強く感じております。悲しい事故を絶対なくしたい、大切な命を守りたいと思い、今回この質問を取り上げさせていただきました。

令和3年6月に大沢議員が、小中学校のプール授業について質問されていましたが、私からも質問させていただきたいと思います。

要旨1、小中学校での具体的な指導はどのような取組をしているのか、お教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

学校教育の水泳授業では、水に親しみ、浮いたり泳いだりする学習を通して、泳力を身につけるとともに、水の特性を知り、水の事故を未然に防ぐための知識と技能を身につけることを目標にしています。

全ての小学校で専門の指導者を招き、着衣水泳やライフジャケット浮遊体験といった内容の授業を実施するなど、各学校の実情に合わせた取組を行っています。

また夏休み前には各学校において、児童に夏休みの過ごし方というプリントを配布し、水難事故防止のために、水場に近づく危険性について安全指導を行うなど、未然防止に努めております。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。着衣水泳の授業は、ふだんの泳ぎとは異なる感覚や挙動を経験するので、パニック状態を防ぎ、冷静に行動することにもつながります。令和元年から3年間、小中学校の水泳授業は行われませんでした。泳ぐ機会もなく、中学を

卒業していった生徒もいたのではないかと、気がかりです。少なくとも、在学中に一度は体験できるようなカリキュラムを望みます。

また、子どもたちが海や川などの危険に関する認識の低さから、事故につながってしまいます。知識面でも充実した指導をしていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

次の質問に移りたいと思います。要旨2、消防としてどのような取組をしているのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

消防としての取組につきましては、シーズン前に行う市内小中学校の教員やPTAを対象とした救急講習や、また市内在住・在勤の方を対象に年2回開催しております上級救命講習のカリキュラムにおいて、溺れた人を発見したときは、容量の大きなペットボトルなど、浮力のある物を投げ入れるなどの対処法や、水の流れがあるところや、水深が分からないときには不用意に水に入らないなど、救助する際の注意点のほか、水辺で遊ぶときにはライフジャケットを着用するよう、水難事故に関する啓蒙を行っております。

このほか水難事故対策として、毎年消防署では潜水隊員により、溺れた人や流された人を救助するための水難救助訓練を行っており、今年度は30回を計画し、現在実施しております。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。消防署員の皆様におきましては、多岐にわたり、日頃より市民の命を守るための訓練、活動してくださり、大変にありがとうございます。一市民として、大変頼もしく、署員の皆様の無事故を心より願っております。

次に、要旨3、水難事故を防ぐための安全教室についての提案をさせていただきたいと思っております。

先ほどは、学校でのさらなる充実を要望させていただきましたが、川や海は大人と行くことが多いと思います。溺れた子どもを助けに行った親のほうで亡くなるという痛ましい事故を耳にします。高校生や大学生になりますと、友人同士で行く機会も増えていきます。河川財団の令和元年のデータによりますと、溺れた人の死亡率36.2%に対し、助けに行った人は73%、つまり、助けに行った10人中7人が亡くなっています。何も知識がなければ、私も我が子が溺れていたら、後先考えず飛び込んでいってしまうかもしれません。

今まで私は、河川の知識や水難救助について学ぶ機会がありませんでした。そのような方も多いのではないのでしょうか。先ほどの答弁にございました、上級救命講習を受講することは、とても効果的であると感じます。しかし、もっと身近に、多くの方が学べる機会が増えるとよいと思います。高校生、大学生、または親子を対象にした安全教室です。よろしくお願ひいたします。提案させていただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

議員からご提案をいただきました安全教室については、どのような形や内容で行うのがよいか、また、実際に行えるかなど、様々な課題があります。具体的には、体験型の講習を行うのであれば、安全な場所や資機材の確保の問題であるとか、また、座学とした場合、講習内容のボリュームの問題であるとか、そもそも講習会を開催して、参加者が集まるか、そういった問題もございますので、さらに、水難事故防止のさらなる取組について研究をしてまいりたいと考えております。

現在行えることとしまして、シーズン前に行う町内会の消防訓練や救急講習など、様々な機会を捉えて、先ほどお答えしました、上級救命講習で行っている、溺れた人への対処法や注意点などを啓蒙するほか、市ホームページや広報で、水難事故の注意喚起を行ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。開催には様々なハードルがあると思いますが、幅広く市民の皆さんに注意喚起して、大切な命が守られるようお願いして、次の質問に入らせていただきます。

件名2、教育支援センターについて。

令和元年12月初旬の新型コロナウイルスの流行感染により、学校の在り方も大きく変わりました。我が家の息子も、中学入学と同時に一斉休校となり、リズムを崩し、スムーズに学校に行けませんでした。先生方とお友達の支えのおかげで、ぎりぎり不登校にならずに済んだのですが、ささいなことがきっかけで、どの子にも起こり得ることだと実感いたしました。

不登校で悩んでみえるお母さんからの相談も多くあります。その取組の一つとして、犬山には教育支援センターの「ゆうゆう」と「わいわい」が設置、運営されております。これについて、令和2年11月と令和4年2月に柴田議長が、また、令和2年11月に柴田議員が質問されていましたが、私からも確認のため質問させていただきたいと思っております。

要旨1、「わいわい」の設置の経緯、目的について、よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

平成11年に教育支援センター、当時の名称として、適応指導教室「ゆうゆう」を設置し、学校に通うことが困難な児童生徒の居場所として運営してまいりました。

近年、教育観も多様化する中で、「ゆうゆう」を利用する児童生徒や保護者からは、勉強や学校復帰を望む声と、望まない声、両方聞こえるようになり、一貫した教室運営が難しい状況が見られるようになりました。

そこで、学校に無理に行かなくてもいいという考えに寄り添った支援も必要であると判断し、令和4年5月、新しい教育支援センター「わいわい」を設置しました。「わいわい」では、学校復帰にこだわらない、社会的自立に向けた支援を運営のコンセプトとし、学習支援ではなく、利用する児童生徒がやりたいことを尊重して、個に応じた支援をしています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。次に、要旨2、現在の「ゆうゆう」と「わいわい」の利用状況と、どのような取組をしているのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

「わいわい」新設に伴い、「ゆうゆう」と合わせて教育支援センター全体の運営の見直しを図り、現在、よりよい支援のため、様々な取組を実施しています。具体的には、利用する児童生徒一人一人との相談活動の実施、保護者懇談会の開催、屋外での体験的活動の実施、地域ボランティアを募る犬山子どもサポーター制度の導入などを行いました。

また、教育委員会指導主事やスクールソーシャルワーカーと、教育支援センター職員による定例会を開催し、運営方針に基づいた支援活動の検討や、個別ケースの協議、情報交換などを行っています。

利用者数は、令和4年度末の時点で、「わいわい」には10人の児童生徒が入室し、「ゆうゆう」の入室者数は前年度より2倍程度増加し、21人が入室しました。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。献身的な取組をしていただき、感謝いたします。この取組により、子どもたちが希望や居場所を持つことができたこと、とてもうれしく思います。

次に、要旨3、今後の課題と取組について。

教育支援センターが新体制になって、どのような課題があるのか、また今後どのような取組をしていくのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

長谷川教育部長。

〔教育部長 長谷川君登壇〕

◎教育部長（長谷川 敦君） ご質問にお答えします。

まず、課題のほうですが、現時点で昨年度末とほぼ同じ数の児童生徒が教育支援センターを利用しており、今後さらに増加が見込まれます。現在より利用者数が一定以上増加した場合は、多くの児童生徒のニーズに対応するために、より広い活動場所の確保や、指導員の増員が必要となりますので、その点が今後の課題と認識しています。

次に、今後の取組ですが、活動の内容について、さらなる充実を図る必要があります。特に、学校の教育活動に触れる機会が少ない児童生徒にとって、人との出会いと体験の機会は、とても価値のあるものと考えます。そのため、具体的な取組として、今年度は山の田公園テニス場を借りてテニスをしたり、日本モンキーセンターに出かけて学芸員の話の聞いたりするなどの活動を行い、夏休み期間中には犬山子どもサポーターの特技を生かした手芸や将棋などの体験教室を開催しました。

これらのように、市内の施設を利用して、楽しみながら多様な学びや体験ができる活動を

設定したり、教員以外の大人と出会う場を設けたりして、児童生徒が自分を肯定し、社会性を身につけ、将来に夢と希望を持てるような支援を展開することが必要だと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） しかし、「ゆうゆう」、「わいわい」にも通えない児童や、また生徒がまだまだ大勢いると思います。誰一人取り残さないという観点から、もっと幅広く支援が必要だと感じます。

そこで、提案だけさせていただきます。近隣では、春日井市、大垣市が既に導入、運営されていますが、メタバース、不登校支援のプログラムというものがあります。どういうものかと簡単に説明しますと、インターネット上の仮想空間に自分の分身のアバターを作り、子どもたち同士の交流や学習につなげる取組であります。

導入には、コストや専門的な知識、運営を維持していくためには、様々な課題があると思いますが、未来の宝である子どもたちの幸せと可能性をつないでいく、さらなる取組を願いつつ、メタバースを利用した不登校支援プログラムの導入を今後のさらなる支援の一つとして、研究していただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。件名3、熱中症対策について。

記録的な猛暑が続く中で、十分注意したいのが熱中症です。

要旨1、市として、どのようなことに取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

市では熱中症の危険性とその予防について、様々な媒体を活用して啓発に努めています。広報7月号では、市内でも熱中症になり得ることを強調し、小まめな水分補給や、室内での適切な温度調整の必要性とともに、日頃から規則正しい生活を送るよう、特に子どもや高齢者へ呼びかけています。

また、市のホームページでは、「熱中症を予防しましょう」と題して、暑さを避ける方法、熱中症を発症する際の具体的な症状などや、症状が出たときの応急処置も掲載し、注意喚起や対処方法をお知らせしています。

市のあんしんメールでは、高気温が予想される場合には、熱中症予防の啓発メッセージを送るとともに、環境省が提供するLINEの登録により、熱中症警戒アラート、暑さ指数情報が自動的に届くサービスについても紹介しています。

また、暑い時期に屋外で実施されるイベントなどにおいては、水分補給の機会を設けたり、子ども未来園や小中学校では、エアコンの整備を進めるとともに、暑さ指数の計測により、屋外活動の実施の可否を判断したり、適切な休憩や水分補給を徹底するなど、事業を担当する部署においても、様々な面から対策を行っているところです。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございます。本年7月の全国における熱中症による救急搬送人員は3万6,549人でした。年齢区分では、65歳以上の高齢者が最も多く、2万671

人で56.6%を占めています。また、発生場所別では、住居が最も多く、1万5,492人で42.4%でした。

私は先日、ご近所の高齢者のおひとり暮らしの方にお会いしましたので、お声かけしました。「暑い日が続いていますが、冷房は使われていますか」と言うと、「電気代が高いから使っていない」という返事がありました。物価も高騰し、光熱費も上昇しました。このような方は、市内にもたくさんお見えになると思います。

そこで、要旨2、クーリングシェルターについて、市民の皆様が気軽に少しでも涼める場所が提供できたらと思い、質問させていただきます。

公共施設や民間施設で、6月から9月に、誰でも暑さを避ける避難場所、クーリングシェルターとして開放することをしてはどうか、提案したいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

地球温暖化の影響が懸念される中、国は近年、熱中症による死亡者数、緊急搬送者数が増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると、熱中症対策は極めて重要な課題であることから、気候変動適応法を一部改正し、令和6年度から、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症特別警戒情報を新設することとしています。

その改正内容は、熱中症特別警戒情報発表時には、冷房の効いた公共施設や商業施設などをクーリングシェルターとして住民に開放していくというものです。こうしたことから、当市としても、クーリングシェルターの要件などを整備しながら、市民の誰もが気軽に立ち寄りやすい場所として、公共施設をクーリングシェルターとして開放していくように、検討を既に始めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。出かけた先で、少し休んで涼みながら交流できる場所があると思うだけで気持ちが軽くなります。ぜひ来年に向けて、民間施設など協力いただける場所も合わせて広げていただければと思います。

次の質問に移ります。要旨3、高齢者の配食事業時に、熱中症対策についてのチラシ配布の提案をしたいと思います。

熱中症のリスクが高い高齢者にあって、特に注意をしなければならないのは、ひとり暮らしや高齢者夫婦など、家族などによる日常的な見守りの少ない世帯の方だと思われます。市では、こういった世帯を対象として見守り配食サービスを実施し、対面での安否確認を行っていますが、これと合わせてチラシを配布し、熱中症の注意喚起を行うことはできないか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

市では8月末時点で50人の高齢者に対し、見守り配食事業を実施しています。見守り配食事業は、高齢者の独り暮らし世帯や高齢者のみ世帯で、家族や介護サービスなどによる見守りが困難な方を対象とし、あらかじめ決められた曜日で、手渡しで昼食をお届けすることで安否確認を行うものです。

単なる昼食の配達ではありませんので、健康に不安を抱えている方や、外出して買物が困難な方など、食事以外の面で支援が必要な方を対象としており、これまでも必要に応じて様々な声かけを行ってきたところですが、議員ご提案のチラシによる注意喚起も効果的だと思います。ついては、配達を担っていただいている業者と調整を進め、熱中症に限らず特殊詐欺など、折々の注意喚起を行ってまいりたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 前向きな答弁ありがとうございました。先日、訪問介護をされている方にお話を伺いました。エアコンがない家庭、また適切なエアコンの設定方法、また操作方法が分からない、暑さを感じる事が難しい方もいらっしゃるようです。今後、訪問介護事業所などとも連携し、拡大する、さらなる充実を期待しています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田亜紀議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時35分まで休憩いたします。

午後1時26分 休憩

再 開

午後1時35分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。4番、光清 毅議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、創大会の光清 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3件の一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。件名1、今後の水道料金について。

最初に、参考資料1をご覧ください。

愛知県企業庁は、水道水の値上げを検討するとの新聞報道がありました。これは現在、県企業庁が、浄水場等の設備を稼働させるために電気代が高騰しており、経常費用で約25億円の赤字を見込んでいるため、今後、料金の改定を検討するというものです。当市においても、水道水の多くを県水に依存しているため、今後、その料金が上がれば、当然市民から頂く水道料金にも影響があると考えます。

現在は水道料金の基本料金を7月検針分から8か月分無料となっており、市民負担が軽減されていますが、今後の水道料金が気になるところであります。

そこで、要旨1、水道料金の現状についてです。

そもそも水道料金は、適正な営業費用に水道事業の健全な運営のために必要な資本費用を加えて算定されていますが、具体的にはどのように決定しているのか、その水道料金の推移は今までどうなっているのか、また、犬山市の水道料金は、県下でも安いほうであると認識していますが、その理由はなぜか、質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

犬山市の水道料金は、公益社団法人日本水道協会が策定している水道料金算定要領により、総括原価方式によって算出しています。総括原価方式とは、算定期間を設定した上で、その期間内の料金、総収入に対して、それに係る人件費、電気料金、減価償却費などからなる総括原価というものが等しくなるよう料金を定めるものです。

本市では、令和2年度の経営戦略策定時において、算定期間を令和2年から令和6年の5年間として水道料金の試算を行っており、現時点で総括原価が料金総収入を5%上回る程度の結果となっています。

次に、過去の水道料金の推移についてですが、本市の水道事業の始まりは、昭和7年に家事用が1か月の基本水量11立米まで90銭という料金体系でした。その後、見直しによる料金改定が何度か行われ、平成19年にそれまで家事用1か月で基本水量10立米だったものを、現在の5立米までで455円の見直しをして以降、改定はしておりません。

現在、この料金体系ですが、一般的な家庭での1か月間の平均使用量である20立米で算定すると、令和4年4月1日現在において、公益社団法人日本水道協会によれば、愛知県内第1位の安さであり、全国では第8位の安さです。

この水道水を安価に供給できる理由については、まず1点目は、自己水源が確保されていることにあります。犬山市の自己水割合は、令和4年度において約36%であり、そのうち地下水系が約19%、木曽川表流水が約17%で、これらの供給単価が、残りを受水している県営水道水より安価であることです。

なお、これらの自己水源については、取水制限が設けられており、その最大限の取水を行っており、できる限り安価に供給することとしています。

2点目は、水道水を多く使用されている企業があることです。令和4年度の実績で見ますと、大口事業者の3社のみだけで年間給水収益の約22%を占めています。

3点目は、市民の健康的な生活を支えるため、家事用水道料金を他の用途より安価に設定しており、そのため一般家庭にとっては安価な料金水準となっています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。犬山市の水道料金が平成19年以降改定がなく、また県下で一番安い理由が分かりました。

ただ、ふだんの生活の中では、料金の高い市町村から転入された方を除き、なかなかその実感を感じる方が少ないかもしれません。市民としては、できるだけ安く、安心・安全に利

用できる水道水をこれからも望んでいることは言うまでもありません。

一方、その水道料金によって運営されている犬山市の水道事業の経営状況はどうなっているのでしょうか。

そこで、要旨2、昨年度の収支状況についてです。

まず、昨年度の水道事業の収支状況はどうなっているのでしょうか。また、全体的水道水のうち、県水の割合や経費はどうなっているのでしょうか。さらに、他の経費、例えば、当市の水道事業、浄水場や中継所等の運営において、電気料金の値上げの影響をどう考えているか、質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

令和4年度の収支状況について、まず収入面ですが、家事用における1戸当たりの使用水量の減少、業務用における大口事業者の使用量の減少により、総収入額は約12億390万円となり、前年度に比べ約1,629万円の減額となりました。

次に、支出面では、老朽化した水道施設の修繕費及び電気代の増加などにより、総費用は、対前年比で約2,721万円増額の約11億2,187万円となりました。これらを差し引きますと、純利益は約8,203万円で、前年費に比べて約4,350万円の減額となりました。

なお、昨年度は物価高騰対策として、水道基本料金を6か月間無料化しましたが、国の補助金を原資としており、最終的な収支には影響はしておりません。

次に、県水の割合及び経費につきましては、先ほどお答えした自己水以外の割合ですので、令和4年度では約64%となっており、県営水道から水道水を購入する経費、いわゆる受水費は約4億3,897万円となっています。

最後に、電気料金の値上げの影響については、令和4年度は電気料金の算定の基礎となる燃料費調整単価や再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の高騰により電気料金が高騰し、水道施設のポンプなどに係る動力費が対前年比約47%増で、約2,635万円増加の約7,537万円となり、収支に大きな影響を及ぼす要因であると考えています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。昨年度は減益になったものの、まだ約8,200万円の純利益があり、少し安心をしました。しかしながら、県から水道水を購入する経費が約4億4,000万となっており、今後は値上げによる水道水の仕入れコストや、水道事業施設への電気料金の上昇が懸念されます。さらに、水道管や施設の更新のための費用も引き続き必要であります。

それらを踏まえて、今後の水道料金の考え方についてです。事業管理者として、今後の水道料金をどのように考えているか、市長に質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 光清議員の質問にお答えを申し上げます。

さきの答弁で申し上げたとおり、令和4年度は水道水のコストアップ、電気料金の高騰の影響で費用が大幅に増加したところであり、ところが、令和5年度になりますと、その電気料金の値は下がっています。よって、先行きは不透明ではあるものの、水道水に係るコストも安定をしていくと思われていますし、純利益の減額の動きも落ち着いていくと考えています。これがまず1つ目の水道水のコストアップについての考えであります。

そして次に、設備更新についてであります。この更新については、令和2年度に策定をした経営戦略でお示しをしているところであり、その内容といたしましては、老朽化対策として、施設の更新を今後も積極的に行っていくことが重要であるとされています。よって、この10年間は、内部留保資金である基金を活用しながら、これまでの投資額よりさらに上乘せをしながら、積極的な設備更新に努めていく、その方針に変わりはありません。

最後です。今後の水道料金の考え方についてであります。

結論から申し上げますと、現在のところ、料金改定の必要はないと考えています。その理由は3つあります。

まず1つ目、今後見込まれる減収はわずかであるということが1つ目です。

そして2つ目、経営的に無借金であること。

最後の3つ目であり、積立金や内部留保資金があるから、この3点であります。

ただし、今後を見据えて、水道料金の対応について考えていかなければならないタイミングが、2点あると思っています。

まず1点目、お示しをしてきた内部留保資金が、経営戦略上、今は積極的な更新を行っていますが、その内部留保資金が4億円から1億円へと目減りする2029年の年になると、そのときは考えていく必要があると思っています。ここでは料金を改定をするのか、起債をするのか、判断をしていく必要があると考えています。

そして2つ目、光清議員もご指摘をいただきました県営水道の値上げなどの緊急的な問題が起こった場合であります。

この県営水道の値上げについてちょっとクローズアップしてみると、もし値上げが決定されると、犬山市だけではなく、県内他市町村にも、水道料金に大きな影響が出てくることは言うまでもありません。となれば、値上げありきではありませんが、対応を考えていかなければならなくなるというふうに考えています。

そこで、その状況でありながら、我々としては受け身であってはいけないと思っています。そうした考えから、愛知県市長会の首長の一人として、犬山市から県営水道の値上げに対して愛知県に要望を出すべきと、いち早く犬山市から問題を提起しました。行動してきました。

その結果、西尾張ブロック9市町の皆さんにもご協力とご理解を頂き、愛知県市長会として、これは大きな課題であるということ、さらには、緊急の対応が必要であると決定してもらいました。愛知県市長会から、大村愛知県知事に緊急要望を提出することとなりました。

水道料金については、管理者として市民皆さんに寄り添って、緊急的かつ中長期的に的確に判断し、対応してまいります。よろしくお願いたします。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 市長、答弁ありがとうございました。現在のところは、当市の水道事業の財政状況を鑑み、料金改定の必要はないとの答弁でした。さらに、市として積極的に愛知県に対し、県水の料金改定に当たっては慎重に検討することを要望しているとのこと。確かに、当市は多くの内部留保資金を有しているとのことですが、今後、人口減少や節水意識の高まりにより、より料金収入が減り、さらなる状況が厳しくなることも想定されます。

水道事業を将来にわたって引き続き適正に管理運営していただく企業経営を期待して、次の質問に移ります。

件名2、コミュニティバスの利用促進について。

わん丸君バスの愛称で、平成12年から市内を走っていますコミュニティバスについては、今年12月1日から路線とダイヤ等の改正が予定されております。利用者の視点に立った変更がされ、さらなる利用者の増加が期待されていますが、全路線における減便も予定されており、現状はなかなか厳しいことが予想されます。私も先月10日に久しぶりにコミュニティバスに乗り、市内の4路線を乗車しましたが、昼間の時間帯ということもあり、区間によっては1～2名の乗車という状況でした。

それでは、要旨1、コミュニティバスの利用実績についてです。

過去にもコミュニティバスの再編をしてきていますが、最後の再編後、平成30年の12月だったと思いますが、の利用実績の推移状況と、最近の実績状況、運行経費、運賃収入、収支率等ですが、どうなっているか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

わん丸君バスは、平成12年7月に運行を開始しており、当初はバス1台で4路線を平日1日間隔で運行していました。その後、再編を繰り返し、現在の8台、8路線、全路線を平日毎日運行する体制となっています。

過去5年の利用実績につきましては、平成30年度、年間9万4,602人、1日当たり371人、令和元年度、年間12万1,876人、1日当たり474人、令和2年度、年間9万736人、1日当たり354人、令和3年度、年間9万7,809人、1日当たり382人、令和4年度、年間10万9,109人、1日当たり426人となっています。

平成30年12月の再編により、約12万人まで増えた利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で約9万人まで落ち込みましたが、その後、回復傾向にあります。

また、令和4年度における運行負担金基礎額は7,609万2,792円、運賃収入は841万6,300円、収支率は11.06%でありました。

なお、運行経費である運行負担金は、先ほどの運行負担金基礎額から運賃収入や国庫補助金などを差し引いた6,294万3,780円となっています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。乗車人数は、令和元年度に12万1,876人と最大となりましたが、その後、新型コロナウイルス感染の影響で減少し、現在は回復傾向

であるとのことでした。

しかしながら、収支率は約11%であり、令和元年の愛知県内の市町村における自主運行バス等の運行状況という資料によりますと、県下平均収支率は約18%となっております。引き続き、今後もさらなる利用促進に努めてもらいたいと考えます。

そこで、要旨2に移ります。これまでの利用促進策についてです。

コミュニティバスの利用者を増やすため、高齢者運転免許自主返納支援事業による回数券の配布や、夏休みなどにおける小中学生の無料乗車等を実施されていますが、これまでどのような利用促進策を実施してきたのか。また、その実績はどうなっているか、質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

これまでの利用促進策としましては、65歳以上の高齢者が運転免許証を返納した際の希望者に回数券の配布や、85歳以上の高齢者や小学生が割安となるパス券制度、小中学生向けの夏休み、冬休み、春休みの無料乗車、子どもたちの絵画や塗り絵、川柳の車内展示、Pay Payによるキャッシュレス決済などを実施しています。

さらに、より親しみが持てるようにと、小中学生からの愛称募集と投票を経て、「わん丸君バス」という愛称も付けました。

また、産業振興祭では会場にバスを展示し、利用したことのない方にも、実際に乗ってもらったり、乗り方を案内するなど、バスに触れる機会を設け、利用のきっかけ作りを行っています。

今年度には、11月24日の県民の日学校ホリデーに、移動手段としてより利用いただけるよう、小中学生とその付き添いの人が、わん丸君バスに無料でご乗車いただける取組も実施します。

数字で表すことができる結果の令和2年度から4年度までの3年間の合計は、高齢者運転免許証自主返納支援事業の返納者809人、パス券購入者105人、96万6,400円、小中学生向けの夏休みなどでの無料乗車人数2,512人となっております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。これまでの取組により、一定の実績を上げてきたことは理解しました。小中学生の皆さんにコミュニティバスを知ってもらい、利用してもらうことも必要と思いますが、まずは利用促進のためには、現在の主な利用者である高齢者の利用を増やすことがポイントではないでしょうか。

そこで、要旨3、バス利用者への特典付与事業についてです。

コミュニティバスの路線沿線には、言うまでもなく、多くの商店やスーパーマーケット、ドラッグストア、飲食店や喫茶店、理容室や美容室等があります。そうしたお店の協力を得ながら、コミュニティバスの利用促進と、来店の機会の一層の拡大を図ってはどうか。

具体的には、わん丸君バスの1日乗車券を提示した場合、買物代金や飲食代金の割引や、

おまけのプレゼントの提供等のサービスを実施してもらうものです。こうしたコミュニティバス利用者への特典付与事業を展開できないか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

わん丸君バスの利用促進のため、店舗と連携して、バスの利用者を対象とする割引というのも一つの方法と考えられます。しかし、ふだん自動車で移動する人が、わん丸君バスを利用してまでも受けたいと思う特典がなければ、新たなバス利用者が増える可能性は低いと思われる。

また、アフターコロナにおいて外出機会が増加したことや、観光客の利用も一部路線で見られることなどから、わん丸君バスの利用者は回復傾向にあります。

12月の再編により減便となることもありますので、再編後のバスの利用状況を見ながら、事業実施の可否などについて、商工会議所への相談を含め、研究していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。今後研究していくとの答弁でしたが、この事業については、市としてはほとんど予算がかかりません。協力事業者の方にも一定のPR効果と来店拡大効果があります。例えば、答弁にもありましたが、今年の11月24日の県民の日学校ホリデーには、コミュニティバスの無料乗車が企画されています。今回は時間的に難しいと思いますが、こうした機会を捉えて、試行的に実施してみるのも一つの方法ではないかと思います。ぜひ、早めに実施してもらうことを期待して、次の質問に移ります。

件名3、楽田地区子ども未来園の更新方針について。

去る5月26日の全員協議会において、子ども未来園施設整備10か年計画について説明がありました。その中で、楽田地区の3園、楽田、楽田東、楽田西の計画期間内における更新方針について説明がありました。説明によると、楽田子ども未来園は、私もお世話になり、少し寂しいですが、廃止され、楽田東子ども未来園の建て替えに合わせて統合、統合後の跡地は売却する。楽田東子ども未来園は施設を継続し、建て替えまたは増築する。楽田西子ども未来園は、施設を継続し、建て替えをするが、立地状況から、建て替え場所の検討も必要であるとのことでした。

子ども未来園は、子どもたちの豊かな感性を育て、心身ともに健全な人間性を育てる場として重要な施設であることは言うまでもありません。

当局におかれましても、その点を踏まえて、十分に検討されたものと認識しておりますが、さらに、これからの楽田のまちづくりにも大いに関係してきますので、今回質問させていただきます。

それでは、最初に、要旨1、楽田西子ども未来園の位置についてです。

先ほど述べましたが、市では、立地状況から、建て替え場所の検討も必要としていますが、現在の楽田西子ども未来園の場所の課題をどう捉えているのか。また、建て替え場所を変更

する場合はどのような点を重視するか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

本年4月に策定しました子ども未来園施設整備10か年計画改訂版では、楽田西子ども未来園は、立地状況から建て替え場所の検討も必要としています。

市内公立保育園、いわゆる子ども未来園の抱える現状と課題としましては、多くの園が建築経過年数50年近くとなり、施設の老朽化が進行している。現在の園舎の建築当初は3歳以上児の保育を中心に想定していたため、3歳未満児の保育に対応する施設が不十分である。また保護者の多くは、車での送迎が多いため、駐車場が不足しているなどの状況です。

楽田西子ども未来園の現在の課題も同様で、園舎は建築後50年経過しており、施設の老朽化が進んでいること、また、主要道路から1本入った場所にあることに加え、保護者の送迎用の駐車場も不足している、こうした課題があります。

したがって、建て替え場所を変更するとした場合、保護者による車での送迎を想定した上で、交通アクセスの利便性や、駐車場敷地の確保ができることを前提とした場所での検討になると考えております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。通園に当たっては、保護者の方の多くは車での送迎であるため、交通アクセスの利便性や駐車場が十分に確保できることなどが、建て替えに当たっての条件になることが再確認できました。

仮に建て替えに当たって位置を変更する場合、現在の場所より東にしますと、楽田地区で現在世帯が増加している地域に近くなりますし、西にしますと、楽田地区の大規模住宅団地であります西楽田団地に近くなりますので、そうした地域事情も考慮する必要があると考えます。

そうした施設位置を踏まえて、次の質問に移ります。

現在の子ども未来園では、保育園事業以外でも、近隣町内会の会合や地元老人会の会合の活動の場としても利用されており、選挙時の投票所となっている施設もあります。今回は災害、特に風水害発生時の避難場所としての機能についてお聞きします。

現在、市内の子ども未来園は、福祉避難所となっているところもありますが、一般の避難所とはなっておりません。

参考資料2をご覧ください。楽田地域を見ると、中心部には、一般の救急避難所として楽田ふれあいセンターや、楽田小学校がありますが、東部及び西部には、公共施設が少なく、特に東部においては、楽田東子ども未来園以外には公共施設がなく、このため、民間施設であるエナジーサポート株式会社の福利厚生棟が、緊急避難所に指定されている状況です。また西部においても、大口町との市境に近い場所にあります規模の小さい施設である青塚古墳史跡公園が緊急避難所となっております。

なお、先月の15日の台風7号による暴風警報発令時には、楽田ふれあいセンターと青塚古

墳施設公園の2か所が避難所として開設されました。

そこで、要旨2、新施設の避難所機能についてです。

子ども未来園は、福祉避難所となっているところがありますが、その役割と過去の実績はどうか。また、楽田西及び東子ども未来園が新施設となり、建物や駐車場が整備された場合、一般の避難所、緊急避難所とも言いますが、として指定することができないかを質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

市では、民間施設を含め、市内54の施設を避難場所、避難所として指定しており、一時的に逃げるところである指定緊急避難場所、生活するところである指定避難所、そして一般の避難所では生活が難しい高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦のための福祉避難所があります。

まず、一般の避難所は、住民が一定期間滞在する場所となることから、施設の規模や構造、立地、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定しています。

また、居住するための生活空間や駐車場、物資を保管するスペース、電気やガス、トイレなどの機能が施設には求められます。

次に、福祉避難所は、体育館や公民館などの一般の避難所での生活が難しいと判断された方を対象として、二次的に開設するところです。具体的な施設としては、高齢者、障害者などを想定したひかり学園、ぬく森、ぬく森第二、溢愛館の民間施設4か所と、乳幼児・妊産婦などを想定した子ども未来園10園と、羽黒児童センターの11か所、合計15か所を指定しています。ここには楽田西子ども未来園及び楽田東子ども未来園も含まれています。

なお、過去に福祉避難所を開設した実績はありません。

新しい子ども未来園を一般の避難所に指定することについては、施設の位置や規模などの概要が判明してから、そのときの状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございました。いざというときに住民の方が向いたい避難所は、やはり自宅からできるだけ近く、安全な場所です。課題はあると思いますが、楽田地区の地域事情を考慮して、新しい子ども未来園が緊急避難所になることを期待します。

それでは、次に、要旨3、楽田子ども未来園の跡地利用についてです。

近年、楽田の中心部の市街化区域においては、宅地造成が進み、住宅が多く建てられています。若い世代が増えていますが、そうした若い方から、「子どもたちが遊べる身近な公園、いわゆる街区公園があるといい」という声を聞いております。

また、最近は健康づくりのためウォーキングをされる方も増えており、休憩場所としての公園が求められています。街区公園は、子どもの利用のみならず、高齢者をはじめとする街区内の居住者の利用を視野に入れて、コミュニティ形成の役割も期待されています。

そこで、楽田中心部における都市公園、特に身近な街区公園の分布状況がどうか質問します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災機能の向上、生物の多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を提供する都市の根幹的な施設で、どれぐらいの範囲の居住者の利用を目的とするかにより、地区公園、近隣公園、街区公園に種別されます。

楽田地区の都市公園の分布状況としましては、西部の工業団地の中に、近隣公園である山の田公園と、市街地周辺に開発された団地内の街区公園として、つつじヶ丘団地に2つ、桃山台団地に3つ、そして、西楽田団地に1つが点在し、中心部に都市公園がない状況です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 答弁ありがとうございます。市街化区域内の都市公園には、今答弁がありました。様々な役割がありますが、残念ながら、この地域には街区公園がない状況が分かりました。

仮に、楽田子ども未来園の跡地が売却され、住宅開発される場合、敷地面積が約2,766平方メートルで、3,000平方メートル以下であるため、公園等の設置義務はありません。

そこで、現在は全ての跡地を売却する方針とのことですが、現在の地域の状況を鑑み、一部を公園として残すことが検討できないか、再質問します。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

議員からの跡地の一部を公園とするというご提案については、ご意見として承ります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 今の時点では、私の提案は意見として聞き置くという答弁でしたが、繰り返しになりますが、他の市街化区域にある街区公園が、現在の楽田子ども未来園のある楽田の中心部には一つもありません。また、公園の設置に対する地域住民の声もあります。この点を強調して、次の質問に移ります。

要旨4、今後の方針についてです。

今回の3園の更新方針は、保育行政だけでなく、これからの楽田地区の安心で快適なまちづくりに大きく影響を与えるものと考えますが、市長としてのお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 光清議員のご質問にお答えをいたします。

楽田地区のまちづくりについては、今年の3月に策定をされました、犬山市都市計画マスタープランの中に、次のように示されています。

魅力ある地域資源と産業立地が調和した地域活力を生み出すまちを目標としています。その目標の実現のために何が必要とされているかという、地域課題である公共施設の維持と整備に対し、施設の老朽化などにも備えながら、公共施設の再編と長寿命化などを進めていくこととされています。つまり楽田地区3園の更新方針は、楽田地域のこれからのまちづくりの方針の実現のために解決していかなければならない課題の一つであると思っています。

その解決からどのようにこれからの楽田のまちづくりにつなげていくかが課題なんだと思いますし、それが起点となって、これからのまちづくりにつながっていくんだというふうに思っています。

冒頭申し上げた魅力ある地域資源というものは、楽田皆さんの人材のことでもあると思っています。この夏、私もそれぞれお邪魔いたしました。楽田では4年ぶりに夏祭りが復活をされ、盛大に開催をされました。また、夏休み期間中には楽田ふれあいセンターで、お楽しみランチ会が6回開催をされ、毎回100人以上の子どもたちが参加をし、楽しそうにしていた様子を私も見させていただきました。

じゃあ、そこにあるのは何かと言ったら、楽田の皆さんが子どもたちに寄せる思いであります。子どもたちはいつも楽田の皆さんの中心にいます。こうした楽田の地域性の中で、地域の子育ての支援の役割を担う楽田地区の3園の更新をきっかけとして、地域の方々に見守られながら、子どもたちが健やかに成長していくために、子ども未来園が中心となって、これからの楽田地区の活性化やまちづくりの展開につなげていきたいと考えています。

その中で光清議員もいろいろご指摘をいただきました。ぜひぜひ一緒にいただければと思っていますので、よろしく願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 市長、答弁ありがとうございます。市長の楽田地区のこれからのまちづくりに対する熱い思いを聞かせていただき、心強く思いました。私も、これからも地域の声を聞き、議論を積み重ね、住みやすいまちを一緒に目指していきたいと考えております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時30分まで休憩いたします。

午後2時21分 休憩

再 開

午後2時30分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、創犬会、畑 竜介です。議長のお許しを得ましたので、事前に通告したとおり、3件について一般質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、件名1、ふるさと納税についてお伺いいたします。

要旨1として、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

当市のふるさと納税についてですが、平成26年度は23万円ぐらいだったのに対して、平成27年度からは一気に拡大をしていただき、ここ最近では令和2年度では7億7,000万円、令和3年度では8億6,000万円、そして、昨年、令和4年度では、ついに10億円の大台を突破して、右肩上がりに増えていることは皆さんご承知置きのとおりだと思います。

そして、今年、令和5年度の当初予算では、ふるさと納税の目標額は11億円でありました。そこで、今年度も5か月が過ぎ、そろそろ折り返しの時期も近づいてきましたので、現在のふるさと納税の取組と歳入の状況についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

今年度のふるさと納税の寄附額の状況は、8月末時点で1億6,573万1,000円となっています。前年度の同時期は2億5,909万3,000円でしたので、比較すると9,336万2,000円の減少となっています。今のところ前年度の約6割といったところで推移しており、寄附額が伸び悩んでいる状況です。

この要因については、寄附していただく方の都合によるところも大きいので、一概に原因を特定することは難しいですが、考えられる要因として、総務省の記念品のレギュレーションの厳格化や、商品の市内製造停止などの理由で、昨年の主力商品の一部が、今年度の記念品ラインナップから外れたことが大きいと分析しています。

この寄附金については、例年1月から寄附額が毎月徐々に増えていき、年末にかけて大幅に増加する傾向がありますが、今年については今後劇的に挽回することは難しい状況です。

しかしながら、このまま手をこまねいているだけでは状況は変わりませんので、寄附を集める取組として、精力的に新規事業者を開拓し、記念品の品目を増やしたり、既存の事業者と交渉し、新しい記念品を開発したりしています。

また、年度の初めには、新しいポータルサイトと提携したほか、新たにクラウドファンディング型のポータルサイトの増設についても検討しているところです。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。現在の状況、このままのペースで行くと、少し目標には厳しい状況であるということが分かりました。

一方で、目標達成に向けた新たな取組や記念品の品目を増やす努力をされていることも確認できました。

そこで、1点、再質問です。

現在の記念品の登録事業者数や商品数に対して、記念品として選ばれているものはどういったものなのか。そして、その選ばれている記念品のバランスというか偏りはどうなのか、当局のお考えを伺います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

令和5年8月末時点の登録事業者数は63社で、記念品の数は391点となっています。その中で、本市で選ばれる記念品の多くは、特定保健用食品の特茶やベビー用品であり、寄附者の約9割を占めています。

特定の事業者に寄附が集中している状況は、万が一、その事業者が事業を撤退するなどした場合は、市も大きな影響を受けるという意味で、リスクを負っているとも言えます。

リスク分散、産業振興の観点からも、多数の登録事業者の記念品に幅広く寄附が集まることを望ましいと考えており、さらに言えば、人気の記念品を複数持つことが理想と考えています。

ただ一方で、ふるさと納税の寄附者の多くは、自治体を応援するといった本来の目的よりも、記念品の取得がメインとなり、記念品の種類、量や価格などを比較し、ネットショッピング感覚でお得な寄附先を選んでいるという現状や、人気のトレンドが高級食材から食卓に欠かせない食材や日用品にシフトしていることから、常に柱となる人気商品を複数持ち、かつ維持していくことは、ブランド牛やブランドフルーツといった記念品自体に特色がない限り、なかなか難しい側面があります。

そうした状況で、全国の自治体は、寄附募集にしのぎを削っていますが、本市としましては、流れに取り残されないよう、記念品の拡充や見直しを図っているところです。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。現在は特定の記念品に偏りがあるという様子も分かりました。答弁であったように、選ばれる記念品に偏りがあることは、万が一のときに大変大きなリスクとなるというのは私も同じように思います。

しかしながら、ふるさと納税で人気の特色ある農産物や畜産物、そういったものがなかなかないという当市の苦しい状況も理解できました。

納税いただいている金額も非常に多くなってきていまして、ここからも大きく伸ばすには、少し頭打ち感が否めないなというように感じておりますが、当局としては、今後どのようにお考えか、再々質問でお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再々質問にお答えします。

先ほど寄附額が伸び悩んでいると答弁いたしましたでしたが、今年度については、各種報道にもありましたように、さらに総務省がふるさと納税の基準を厳格化することになっています。

変更点については、経費の上限5割の設定、地元産品の厳格化となっており、記念品の基準をより明確にするなど、これまで過熱したふるさと納税の過当競争を鎮静化する趣旨のようにも見受けられます。

本市においても、地元産品の厳格化については、少なからず影響が出てくると予想し

ており、寄附額を維持するということが現状では厳しいものとなっています。

そうした中で、本市においては、総務省の基準を遵守しながら、従来の記念品を拡充することに加えて、寄附者が本市に足を運んでいただけるような体験型や、本市の事業を応援していただけるような事業共感型のふるさと納税を充実させていく必要があると考えており、新たな記念品の開発を進めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。ふるさと納税で記念品の競争の過熱化というのがとどまらず、総務省が行うルールの厳格化は致し方ないと感じるところですが、現状のままではなく、体験型や事業共感型といったような新たな取組を行う市の姿勢は大変すばらしく、私も応援していきたいと考えています。

そして新たなふるさと納税の切り口として、要旨2、旅先納税についてお伺いいたします。

今年の2月議会で柴田議員の質問に市長も答弁をされている、犬山に来ていただけるようなアクティビティの着地型のふるさと納税を充実していきたいというような思いをお聞きしています。

今回は新たな着地型のふるさと納税として、旅先納税という仕組みを提案します。この旅先納税というものは、ふるさと納税の制度を使い、旅行先、出張先で行く町に、その場で寄附できる仕組みで、既に全国で32の自治体が導入されています。

寄附すると、記念品として、宿泊施設や飲食店、レジャー施設、お土産屋などでその市で使える電子ギフトがその場で発行され、もらえる仕組みです。旅の前に納税をしてギフト券をもらえるというのは今も実施されていると思いますが、旅の前ではなく、旅の中で、犬山市に来ていただいている皆さんに、その場で納税をしていただき、記念品として、その場で電子ギフトをもらえる、そんな仕組みです。例えば、お土産屋や飲食店で、そこにあるチラシを見て、納税をしていただければ、その場でももらえるギフト券を使って、その帰りにはその場で値引きができると、そういった仕組みです。

来ていただいた方への周知、または市内業者の協力は不可欠ではありますが、旅行中の消費拡大が見込まれるため、来犬される方、市内の協力業者、犬山市と、三方よしになるのではないかと考えています。

調べている中で、北海道の倶知安町では、その旅先納税による平均の寄附額が、1人20万円から30万円ほどあるという情報も聞いております。当然、デジタルギフト券であるため、記念品の配送料など経費も抑えられ、実質的な当市の歳入も増えることを期待できます。また、こうしたデジタルインフラは、一度作ってしまえば、ほかの施策に展開することも可能だと考えています。

旅先納税という新たなふるさと納税の切り口について、当局のお考えをお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 畑議員の質問にお答えをいたします。

畑議員の質問の中でも少しかぶるところはありますが、犬山市として、令和3年度より体

験型のふるさと納税としてお示ししていただいたように、事前に寄附をしていただいて、そして犬山に来ていただく、加盟している市内の飲食店で利用できる電子クーポンの記念品をこれまで取り扱っています。

一方で、畑議員がご提案をいただいた旅先納税は、犬山に来て、そこから寄附をして、記念品として電子クーポンがもらえるというタイプのものであって、今、犬山では導入がされていないのが現状です。このようなサービスが成功するかどうかは、畑議員もおっしゃってくださいました。クーポンの加盟店の充実が鍵を握るということです。

そして、もう一つ、鍵を握ることがあります。加盟店の拡充を進める必要がある一方で、電子クーポンについても、先ほど来申し上げているように、総務省が非常に厳しくなっています。総務省が言っているのは、物品または、役務と交換させるために提供するものとして規定して、厳しい見解を示しています。難しい言葉で言ってますが、簡単に言えば、犬山で作ったものを買う、犬山市内で使うというふうに捉えていただければいいと思っています。例えば、犬山市内のホテルに泊まる。そのホテルでお支払いして寄附をする。寄附をして電子クーポンをもらう。売店で買物をする。でも、そのときには、犬山に関わるものしか買えないし、犬山市内でしか買えない、使うことができないというものであります。ということは、加盟店や記念品の選定には慎重な判断が必要になってくるというのも、もう一つの鍵であります。

しかし、ふるさと納税が制度が厳しさを増している中で、このままではふるさと納税を増やすことはご指摘のとおり望むことはできません。となれば、新たな挑戦が求められるんだというふうに思っています。

ご提案の旅先納税は、体験型のふるさと納税の着地型に、新しい形の方式をさらに充実することになるということがあります。もっと言うと、犬山市のファンを増やしていこうという市の考え方と目指す方向も一致をしているということ、さらに申し上げるのであれば、今、ふるさと納税の動向として、コロナが明けて、高級品の地元産品から体験型に移行しているという大きな動きもあります。つまりチャンスも可能性も潜在力もあるんだと思っています。

そこで、旅先納税の導入については、同様のサービスを提供する事業者が複数あります。ですから、その内容やコスト面などを比較し、より市にとって、我が犬山にとってメリットがある提案があるか判断をした上で、導入に向けて検討をしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 原市長、前向きな答弁ありがとうございます。ふるさと納税自体が非常に流動的な財源であるため、これに頼りすぎるのはよくないというふうには思っていますが、今回ご提案した旅先での納税をしていただくシステムは、単に納税された方がお得になるだけではなく、現地に来ていただいてからということもありまして、ネットでの納税よりも、犬山市を深く知っていただくきっかけにもなりますし、関係人口の創出にもつながると考えますので、今後の展開に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、件名2に移ります。件名2、歴史的建築物の保全継承について、お伺いいたします。

要旨1についてです。現在の状況について。

犬山は戦火に遭っていないおかげというのもありまして、お城も城下町も総構えと呼ばれる城郭構造の町割がそのまま残ってしまっていて、昔ながらの町並みや歴史的建築物が多くある、そういったことも、この犬山市のまちの魅力の一つと考えています。

しかしながら、ここ数年、城下町を中心とした町家の取り壊しが進みまして、こうした歴史ある建築物が危機的に減ってきております。

こうした状況をよくするために、令和3年度に犬山市景観条例の一部改正をし、市が把握している歴史的建築物の保全に関わる持ち主の意向をアンケートにより把握し、保全に向けた助成の対象の拡充、アドバイスや情報提供されたり、除去しようとする場合の届出制度が実施されていると思います。

今年度で条例改正から3年目となりますが、まずは現在までの対象物件の把握状況や取組についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

令和3年度に景観条例を一部改正し、歴史的な町並み景観を保全するため、歴史的な様式により建築された建物を、歴史的建築物として指定すること、その所有者などに対して、今後の意向を毎年調査すること、除却する場合は、1年前に届け出ることの規定を定めました。この歴史的建築物の把握については、まず既存資料を活用し、該当すると思われる建築物を抽出した後、職員による外観の現況調査を行い、城下町景観の核となる町屋様式に該当する建築物を確認の上、歴史的建築物として指定しています。

指定件数としては、令和3年度に145件、令和4年度に2件の計147件を指定していますが、既に除却された建物が4件あり、現存している歴史的建築物は143件です。

次に、外観が現在の状況では、指定要件を満足しないものの、その外観を町屋様式に修復することが可能な建築物と所有者が不明のため、歴史的建築物に指定できない建物を歴史的建築物候補として、現在34件、把握しています。

歴史的建築物に関する具体的な取組としましては、歴史的建築物とその候補の所有者の方々に対して、今後の利活用などの意向について、年1回のアンケート調査によって確認を行っています。このアンケートに合わせて除却を行う場合は、1年前までに届け出る必要があることの周知も行っていきます。

加えて、支援制度として、指定建築物を景観形成助成金の対象とすることで、保全を促したり、改修に関する技術的助言や、利活用に向けた売買などの無料相談を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。こういった建築物は、当然ながら持ち主の方々がそれぞれに思いがあると思うので、意向調査のアンケートは非常に大切だというふうに思います。

そこで、今までに実施したアンケートの結果について、本市としてはどのように分析をし

ているのか、再質問としてお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

アンケート調査の実施状況ですが、調査件数は、令和3年度が186件、令和4年度が180件で、回答件数は、令和3年度が108件、令和4年度が80件という状況でした。

活用状況に関する問いに対しては、令和3年度、令和4年度とほぼ同様の結果で、約85%が現在活用している。約15%が空き家など利活用という結果でした。

また、今後の予定に関する問いに対して、現在そのまま使用していくと回答されたのは、令和3年度は約75%、令和4年度では約80%でした。

しかしながら、将来的に老朽化による状況悪化が進んだときにどうすればよいか不安を持つ方は、令和3年度は25%、令和4年度は10%程度いる状況でした。

アンケートの結果から、多くの方は現状のまま利用しており、特に今後の活用について考えてはいない状況です。

一方で、除却の届出が令和3年度に1件、令和4年度に4件、令和5年度に2件となっており、実際に4件が除却されたことを踏まえると、建築物の老朽化が進むと、歴史的建築物を維持していくことが困難となれば、さらに除却が進む可能性があると考えています。

歴史的建築物を保全するためには、所有者の方々に対して、市の支援策を知ってもらい、利活用に向けた意識を持ってもらうことが重要と考えています。

今年6月には城下町において、景観形成助成金を活用しながら、歴史的建築物の改修を行い、宿泊施設として、利活用される物件が完成しましたので、このような具体的事例などを紹介するチラシを作成し、所有者に対して周知、啓発を継続していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございました。多くの方が現状のまま利用しておるということで、今後の活用は考えていないというようなことでしたが、中には、アンケート結果から、今すぐにではないにしろ、様々な課題が解決すれば、解体を防げる建物もあるのではないかと考えます。

せっかく毎年アンケートを取るのであれば、状況を把握しただけでなく、もう一歩進んだヒアリングなどを行い、指定している建物に対してのデータをより濃く蓄積していくことが必要だと考えますので、今後も積極的な取組を期待しています。

続きまして、要旨2、民間業者とのマッチングについてお伺いいたします。

今も述べたように、アンケートを実施し、現状を把握しても、様々な課題があり、今回の条例改正だけでは、自主的に町屋の取り壊しを防ぐのは難しいのかなというふうに思います。

持ち主とすれば、先祖代々引き継いできた物件等を自分の代で取り壊すというのは大変心苦しいという思いもありながら、一方で補修・保全については、お金もかかるために、思いどおりにいかないという現実もあると思います。

今の答弁でもありましたが、先日も大本町に古民家を改修した1棟貸しの宿泊施設ができ

ました。こういった民間企業とのマッチングをすることで、町屋の取り壊しが防げることもあると思います。

今後、こうした事業者と所有者のマッチングを進めるなど、所有者の意向を把握した次のステップとして、行政として、今後どのような取組をされるのか、当局のお考えを伺います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

現状では、利活用の希望のある方々には無料相談を受けていただき、建築士に建物の改修方法や、不動産業者に利活用、売却に向けたサポートを受けてもらっています。

民間事業者の方からの相談に対しては、現在、犬山市耐震・空き家・定住相談員として協定を結んでいる愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部などを窓口にしていただき、歴史的建築物の所有者などの意向を確認しながら、利活用を図っていただいております。今後、同様に進めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。今後、こういった民間業者の提案などは、全国的に見ても増えていく傾向にあると思います。市として所有者の情報をそのまま出すことはできないということは理解していますが、協定を結んでいる愛知県宅地建物取引業協会はもちろんのこと、引き続き幅広いチャンネルで、所有者とのマッチングの機会を逃すことのないよう進んでいくことに期待しています。

件名3に移ります。総合犬山中央病院についてお伺いいたします。

新病棟の建て替えについてお伺いいたします。

市民の期待も大きい総合犬山中央病院の本館建て替えスケジュールについて、昨年10月議会での中村議員の質問に対して、令和4年度中に基本設計を行い、今年度5月末までに実施設計を実施し、12月頃から新館の建築工事に着工されるというような答弁がありました。

そこで、本年12月の工事着工に向けて、近隣への影響についてお伺いします。

新館については、現在の本館南側にある駐車場に建築されるというふうに伺っております。しかしながら、本館南側の駐車場で工事が始まると、現在、車を止めている車の行き場がなくなります。近隣の交通にも影響が及ぶと思いますので、こうした工事中の駐車スペースや動線についてお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

総合犬山中央病院の建て替えについては、昨年10月議会で答弁したときのスケジュールから予定が変更されており、最新のスケジュールについて、総合犬山中央病院に確認したところ、令和6年の9月から10月ごろに着工、令和8年9月末に新館が竣工、その後、西棟、北棟との接続工事や外構工事などを行い、令和10年12月にグランドオープンとの予定でした。

スケジュールが変更となった理由としては、資材の高騰などから、総工費が、当初の予定に比べて1.5倍程度まで増える見込みのため、事業内容の見直しに時間を要したためと聞いております。

続きまして、工事中の駐車場などについてですが、職員の駐車場を病院敷地外で確保することにより病院敷地北側の職員用駐車場を来院者用駐車場として利用することを予定しており、動線などについては、看板などで案内を行い、来院者の混乱や地域への影響がないよう努めていくとのことでありました。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 答弁ありがとうございます。以前の答弁だと、令和9年11月頃にグラウンドオープンの予定と聞いていましたので、約1年ほど遅れてしまっているということが分かりました。

市民の期待も大きいことですので、非常に残念ではありますが、工事費の高騰などでの見直しには、昨今の状況もございますので理解はします。

総合犬山中央病院には令和6年度より病児保育事業を受託していただいたり、市として先進医療機器の導入についても補助を行うということで、市民からしても非常に重要な地域の中核的病院でありますので、引き続きしっかりと情報共有をしていただき、市民にとって安心できる地域の医療体制が築かれることを期待しています。

以上をもちまして私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 9番 畑 竜介議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日8日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時02分 散会